

未来投資会議 構造改革徹底推進会合 会議資料

令和2年4月9日(木)

農林水産省

前回会合（令和元年11月18日）以降の進捗及び今後の予定について

- 4月1日に「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律」が施行され、国有林の一定区域において、立木を一定期間、安定的に伐採できる樹木採取権制度が開始。

■ 前回会合以降の進捗

令和2年4月1日

- ・「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律」の施行
- ・樹木採取権制度ガイドライン等の公表

■ 今後の予定

令和2～4年度

- ・資源や需要の状況を見極めつつ、全国で10箇所程度の区域をパイロット的に順次指定（基本とする規模として、区域面積200～300ha程度、権利期間10年程度）
- ・併せて、地域の取組として、大規模なものも含め、新規需要開拓に取り組む事業者の動向等を把握（マーケットサウンディングによる提案募集など）

令和4年度以降

- ・上記の事業者の動向等を踏まえた樹木採取区の指定等を検討

令和6年度頃
（施行後5年目途）

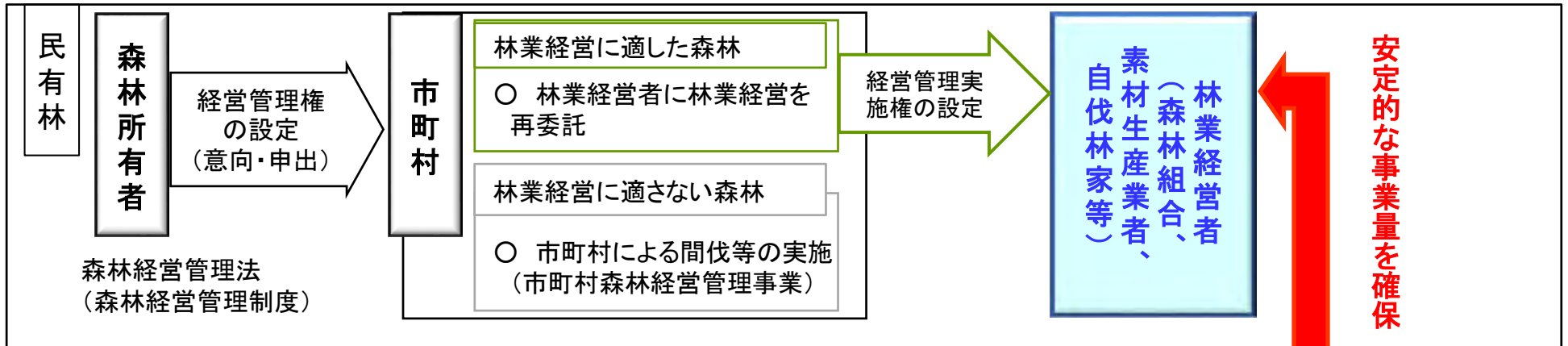
- ・事業の実施状況や地方自治体の評価等を検証するとともに、木材需要の動向や事業者からの意見等も踏まえ、その後の効果的な運用のあり方を検討。

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律の概要

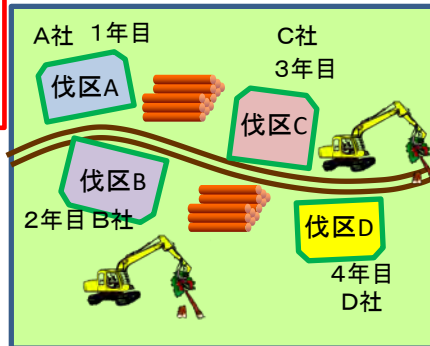
(令和元年法律第31号)

令和元年6月12日公布
令和2年4月1日施行

- 森林経営管理制度の要となる林業経営体を育成するためには、安定的な事業量の確保が必要であり、民有林からの木材供給を補完する形で、国有林から長期・安定的に事業者が樹木を採取できるよう措置することが有効。
- そのため、今後供給量の増加が見込まれる国有林材の一部について、現行の入札に加え、一定の区域(樹木採取区)において、一定期間・安定的に樹木を採取できる樹木採取権を創設。



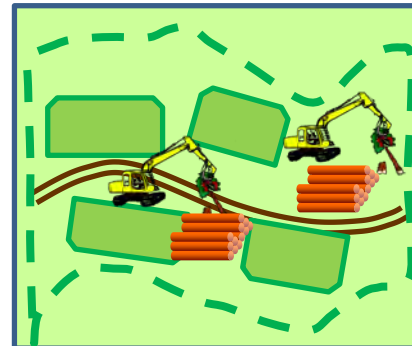
国有林 ① 現行の仕組み(引き続き実施)



・毎年度個別に場所、時期等を特定し、入札により立木を購入して伐採する事業者を決定

※立木を購入している林業経営体の平均年間立木購入面積(2015年農林業センサス)は約20ha(年間6千m³程度の素材生産量に相当)

② 追加する仕組み(今後の供給量の増加分の一部で実施)



・国有林の一定の区域(樹木採取区)において立木を一定期間、安定的に伐採できる樹木採取権(地域の林業経営体が対応可能な200~300ha・年間数千m³程度の素材生産量を想定し、権利の期間は10年を基本に運用)を設定
 ※現行の国有林の伐採のルールを厳守
 ※長期に事業量が見通せることで機械導入や雇用が進展

+

①を基本とし、
②を追加